

# 日本国憲法およびヨーロッパ人権条約における生命権に関する比較研究 ——とくに死刑および安楽死・尊厳死をめぐって——

胡 慶山

## 目次

### はじめに

### 第一編 日本国憲法における生命権に関する学説および解釈・適用について ——とくに死刑および安楽死・尊厳死をめぐって——

#### 第一章 日本国憲法における生命権論

##### 第一節 生命権に関する憲法上の学説

###### 第一款 生命権に関する従来の学説

###### 第二款 生命権に関する新しい展開

###### 第三款 生命権に関する性格と側面

##### 第二節 判例にみられる生命権の議論

#### 第二章 死刑に関する憲法論

##### 第一節 死刑に関する従来の憲法学説

###### 第一款 死刑の合憲性に関する学説

###### 第二款 死刑の違憲性に関する学説

##### 第二節 死刑に関する近時の学説の展開

##### 第三節 死刑に関する判例およびその検討

#### 第三章 安楽死・尊厳死に関する憲法論

##### 第一節 用語の問題の背景およびその区別

##### 第二節 安楽死・尊厳死の類型化

##### 第三節 安楽死・尊厳死に関する憲法学説の評価

##### 第四節 安楽死・尊厳死に関する判例の憲法的評価

### 第二編 ヨーロッパ人権条約における生命権に関する制定の経緯および解釈・適用について

はじめに

## 第一章 ヨーロッパ人権条約第二条の制定

### 第一節 生命権条項の制定の背景

第二節 生命権条項の制定過程と世界人権宣言との関連性

第三節 生命権条項の制定過程におけるテキストの変化

第四節 生命権に関するその他の条項および提案

第五節 生命権条項についての制定の経緯——法的一般原則との関連性

---

## 第二章 第二条第一項の第一文と第二文についての解釈・適用

### 第一節 第一文の「法律によって保護される」

第一款 国の積極的な義務の及ぶ範囲についての判断

第二款 「法律によって保護される」についての議論

### 第二節 第二文の「生命を奪われない」

第一款 「生命を奪われない」についての判断

第二款 故意または過失による生命の剥奪

第三款 「恣意的に生命を奪われない」基準との関連

第四款 第三者による生命の剥奪

## 第三章 第二条第二項の生命権保護の例外についての解釈・適用

### 第一節 第二条第二項の「絶対に必要」基準

第二節 第一号——正当防衛または他人の防衛のため——

第三節 第二号——合法的な逮捕または逃走の防止を行うため——

第四節 第三号——暴動または反乱を鎮圧するため——

## 第四章 死刑——反対しない容認から廃止まで——

### 第一節 死刑の執行についての条件および制限

第二節 死刑容認から死刑廃止への変化

## 第五章 生命権の始期および終期

### 第一節 胎児の生命権および妊娠中絶

第二節 「死ぬ権利」および安楽死とそれに関連する問題

おわりに